



大津市公報

令和元年6月3日
号外(第6号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 規 則
- 3 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
- 教育委員会教育長告示
- 2 公印の改刻について..... 1

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年6月3日

大津市長 越 直 美

大津市規則第3号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

公有財産等売却システム 本市が行う普通財産及び物品の売払いに関する入札に関する事務をインターネットを利用して処理する情報処理システムをいう。

インターネット売却案件 公有財産等売却システムにより処理する契約案件をいう。

第5条中「5/100」を「100分の5(インターネット売却案件にあっては、予定価格の100分の10)」に改める。

第6条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

インターネット売却案件の場合にあっては、公有財産等売却システムを管理する事業者の保証を証する証明書

第9条第1項中「および」を「及び」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、インターネット売却案件の入札に参加しようとする者は、入札書の提出に代えて、市長が別に定めるところにより公有財産等売却システムに必要な事項を登録しなければならない。

第11条第1項及び第4項中「電子入札案件」の次に「及びインターネット売却案件」を加える。

第24条第1項中「契約金額の10/100」を「契約金額(インターネット売却案件にあっては、予定価格)の100分の10」に改め、同項第3号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第2号

公印を改刻したので、大津市教育委員会公印規則(平成10年教育委員会規則第1号)第5条において準用する大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年6月3日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
-------	-----	-------	--------	-----

滋賀県大津市立瀬田小学校長印	校長名をもって発する文書用	瀬田小学校長	令和元年6月12日	新
				旧

